

山岳条例（富山県・群馬県）について

区分 項目	富山県登山届条例	群馬県谷川岳遭難防止条例
条例施行	昭和41年3月26日	昭和42年1月1日
制定の背景	昭和38年1月、北アルプスの薬師岳で愛知大学山岳部員13名が遭難し、死亡した遭難事故が一つの契機。	谷川岳の中でも一ノ倉岳を中心とする岩場地帯には、多くのクライマーが挑戦し、多くの死者を出し、魔の山と呼ばれていた。
目的・趣旨	登山届を提出させることにより、危険地区登山者の慎重な計画や行動を促し、不備な点があれば指示等を行うことにより、遭難事故を未然に防止する。	
対象山岳	剣岳（2,998m）周辺の山岳区域 （危険地区・特別危険地区を指定）	谷川岳（1,997m）における岩場地帯 （危険地区を指定）
条例の内容 と特徴	<p>1 冬山条例 冬期を中心とした(12/1～5/15)積雪期の危険地区登山の規制</p> <p>2 努力義務 12/1～4/15の間の特別危険地区への立ち入り自粛</p> <p>3 登山届と勧告等 ①「危険地区」「特別危険地区」を定め、その地区を登山する者に届出を義務付け ②提出時 登山届：20日前までに提出 ③勧告等 届出の内容が不相当と認めたとき</p> <p>4 登山の一般的禁止 規制なし</p> <p>5 罰則(5万円以下の罰金又は科料) ①未届出登山(登山届) ②虚偽の届出 ③届出済書呈示の拒否</p>	<p>1 夏山条例 冬期を除く期間(3/1～11/30)における岩場危険地区登山の規制</p> <p>2 努力義務 冬山期間(12/1～2/末日)の危険地帯への登山自粛</p> <p>3 登山届、登山計画書と指示等 ①「危険地区」を定め、その地区を登山する者に届出を義務付け ②提出時 登山届：10日前までに提出 登山計画書：当日までに提出 ③指示等 遭難防止上必要と認めた事項</p> <p>4 登山の一般的禁止 期間を定め、特殊な条件下の登山禁止</p> <p>5 罰則(3万円以下の罰金) ①一般的禁止期間における禁止区間の登山 ②未届出登山(登山届・登山計画書)</p>
登山指導センターの運営	<p>1 登山指導員 2人(嘱託)</p> <p>2 開所期間 12/1～5/15</p> <p>3 勤務時間 8:30～17:15</p> <p>4 センターの所在 上市警察署馬場島警備派出所2F (1Fが警備派出所、2Fがセンター)</p>	<p>1 登山指導員 4人(嘱託)</p> <p>2 開所期間 2/18～11/30</p> <p>3 勤務時間 5:00～20:00</p> <p>4 センターの所在 谷川岳登山指導センター (単独の建物)</p>

<p>現状及び課題</p>	<p>1 現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期間中の登山届は自然保護課に集約され、届済書の交付、勧告を実施。センターで登山指導員が届済書の確認を実施。(室堂登山口からの入山は禁止しており、馬場島から入山するよう指導) ・届出件数、人数ともほぼ横ばい ・届出時期が春山後半、特にGWに集中 ・過去 20 年間、罰則適用事例はない <p>2 問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メールによる登山日直前の届出が増加 ・GW前は休日出勤で対応しているが、登山日前に届済書を交付できず、電話で対応する場合もある 	<p>1 現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターにて登山指導員が、登山届の受理・登山者への指導を実施 ・届出は大幅に減少し、近年は横ばい ・遭難件数に大きな変化は無し ・登山形態の変化に伴い、死亡事故は減少したが、軽装登山者の事故が増加 ・罰則適用事例あり (平成 25 年 6 月に 8 年ぶりの送致) <p>2 問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬山期間(12/1~2/17)の登山者対応(指導センター閉鎖のため) ・軽微な遭難事故の出動要請の増加
---------------	--	--

○対象区域の登山者の状況

		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
谷川岳	登山者数	3,052	3,206	3,015	2,601	2,689	2,671	2,280	2,158	1,747	2,046
剱岳	届出数	196	178	177	175	202	206	203	163	187	204
	登山者数	791	745	697	711	807	801	709	577	564	758

※ 富山県「山嶺」、群馬県観光物産課調べ